

第 21 回温泉小委員会における指摘事項と対応

	指摘事項	対応
「第二 挖削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制、温泉の採取量に関する取扱い」関係		
1	科学的に不正確なデータに基づく申請を適正に審査できるよう、審議会の委員にその分野の専門家がいない場合には、別途専門家の意見を聞いたり、オブザーバーとして審議会に参画してもらうといったことを追記すべきないか。	「2. 挖削等の原則禁止区域の設定」の終わりにコラム「審議会等における専門技術的な判断のための専門家の活用」を新設し、掘削許可の審議に当たり、専門技術的な資料を審査する必要がある場合には、必要に応じて有識者から意見を聴取する方法も考えられることを追加。
2	掘削時の安全を確保するため、被圧層を掘る場合には BOP をつけて泥水をコントロールすることや、逸泥時の対策を行う必要があることを追記してはどうか。	「4. その他の掘削等」の終わりに、コラム「掘削時における安全性の確保」を新設し、適切なスペックの BOP（噴出防止装置）の設置や選定方法についての考え方を追加。
「第三 個別的許可判断のための影響調査等」関係		
3	段階揚湯試験について、揚湯量と水位降下量の関係図 (S-Q カーブ) には、様々なパターンがあるので、理想的な図だけガイドラインに載せるのではなく、いろいろな事例と解釈を記載すべきないか。	別紙 6 「動力装置の際の影響調査実施手法及び揚湯試験実施方法」「7. 適正揚湯量の検討」において、揚湯量 - 水位降下量検討図 (Q-Sw 検討図) について 5 つのパターンとそれぞれの解釈方法に関する解説を追加。
「第六 その他」関係		
4	未利用源泉を有効利用する観点から、未利用源泉を利用することにより、コストの削減、二酸化炭素の削減にもつながるといったポジティブなメッセージを記載してはどうか。	「2. 未利用源泉について」において、未利用源泉の有効利用の必要性や考え方を追記。
5	バイナリー発電について、今の技術レベルで必要となる源泉の温度に加え、	「3. 近年の温泉利用形態について（2）温泉発電」において、【経済性のあ

	温泉量や冷熱源が必要であることを記載してはどうか。	る温泉発電所が可能な条件】として①高温で十分な量の熱水が得られること(80°C以上、300L/分以上)、②十分な量の冷却水があること(熱源(温泉の温度)と冷却水の温度差が65°C以上)、③送電線が近くにあること等を追加。
「参考資料（温泉の基礎知識、温泉用語集）」関係		
6	掘削申請時に添付されていたMT法の調査結果が、地下の探査方法をよく知らない事業者によって作成されていたケースがあった。そういうことを防ぐために何か盛り込めないか。	温泉用語集に「温泉探査」を追加し、MT法を含む「電磁探査」に関する基礎情報を追加。